

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 8 地域における生活環境の改善 (1)公共施設の適正利用の確保
実施計画内容	<p>○ 施設管理者は巡視や物件の撤去指導を実施し、ホームレスの新規流入や再流入の防止を図ります。</p> <p>○ 撤去指導に従わないなど公共施設の適正利用の支障となる場合や、公共施設の整備・点検など、必要と認められる場合においては、法令の規定に基づき、施設からの退去等の監督処分を実施します。</p>
(1)事業実績	<p>○ 漁港内の日々の巡視を非常勤嘱託員やシルバー人材センター等への委託職員により実施した。</p> <p>○ 退去後のホームレスの再流入につながらないよう、不法投棄の摘発・除去を実施した。また、岸壁に車両の進入を防ぐ侵入防止ネットを取り付けた。</p>
(2)事業効果	<p>○ 平成25年度～29年度の管内のホームレスは平成25年度～28年度1名。平成29年度途中退より0名。</p> <p>○ 平成25年度～29年度に新規のホームレスはなかった。</p>
(3)課題・問題点	
(4)今後の取り組み方向	○ 今後も継続して適正管理に努める。
担当部室課	環境農林水産部水産課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 8 地域における生活環境の改善 (2)災害時の適切な措置
実施計画内容	○ホームレスに被害が及ぶおそれのある洪水などの災害時には、市町村の関係行政機関、巡回相談指導事業との連携により、迅速かつ適切な措置を講じます。
(1)事業実績	○大きな台風など災害が予想されるときには、注意するよう声掛けをおこなった。
(2)事業効果	○平成25年度～29年度の漁港のホームレスは平成25年度～28年度1名。平成29年度途中退より0名。この間、漁港で災害による被害は無かった。
(3)課題・問題点	
(4)今後の取り組み方向	○港内巡視員による巡視を継続する。 ○ホームレスが起居の場所とする兆候が出現した場合は、巡回相談指導事業などの関係機関と連携しホームレスの人権に配慮しつつ、未然防止につなげるため、投棄物の回収や清掃活動の強化を行うと共に、侵入防止策の強化など漁港の利用の確保に努める。
担当部室課	環境農林水産部水産課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
 第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 8 地域における生活環境の改善 (3)福祉など関係機関との連携の確保
実施計画内容	○撤去指導の実施にあたり、施設管理者は市町村の関係行政機関や巡回相談指導事業との連絡・調整により、ホームレス自立支援施策との連携を図り、早期の段階で福祉サービスや保健医療施策につなぐことができるよう努めます。
(1)事業実績	○定期的にホームレスの訪問等を実施している市町村の関係行政機関や巡回相談指導事業と連絡調整を行った。
(2)事業効果	○ホームレスの健康状態が悪化し、救急搬送されるなどの状況では、市町村の関係行政機関や巡回相談指導事業との連携により、医療機関の受診や地域生活につなげている。
(3)課題・問題点	
(4)今後の取り組み方向	○今後漁港にホームレスが出現した場合は、巡回相談指導事業などホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、投棄物の回収や清掃活動の強化を行うことでホームレスの起居の場所となることを未然防止し、漁港の適正な利用の確保に努める。
担当部室課	環境農林水産部水産課